

4 2 . 1 0 7 . 0 4

歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願の取扱いについて
(案)

1. 歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道德観念に反するような場合も商標法第4条第1項第7号に該当し得ることに特に留意するものとし、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断することとする。
 - (1) 当該歴史上の人物の周知・著名性
 - (2) 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識
 - (3) 当該歴史上の人物名の利用状況
 - (4) 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係
 - (5) 出願の経緯・目的・理由
 - (6) 当該歴史上の人物と出願人との関係
2. 上記1. に係る審査において、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等」に便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願」と認められるものについては、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当するものとする。

【説明】

A. 歴史上の人物名を巡る現状

(a) 歴史上の人物名を巡る諸事情

周知・著名な歴史上の人物名は、その人物の名声により強い顧客吸引力を有する。その人物の郷土やゆかりの地においては、住民に郷土の偉人として敬愛の情をもって親しまれ、例えば、地方公共団体や商工会議所等の公益的な機関が、その業績を称え記念館を運営していたり、地元のシンボルとして地域興しや観光振興のために人物名を商標として使用したりするような実情が多くみられるところであり、当該人物が商品又は役務と密接な関係にある場合はもちろん、商品又は役務との関係が希薄な場合であっても、当該地域においては強い顧客吸引力を発揮すると考えられる。このため、周知・著名な歴史上の人物名を商標として使用したいとする者も、少なくないものと考えられる。一方、敬愛の情をもって親しまれているからこそ、その商標登録に対しては、国民又は地域住民全体の反発も否定できない。

このような諸事情の下、周知・著名な歴史上の人物名についての商標登録に対しては、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害するおそれがあるとの懸念が指摘されている。

(b) 審査の状況

歴史上の人物名に係る商標であっても、具体的な事情に応じて拒絶理由を定める規定に該当する場合には拒絶される。

しかし、現行の商標法においては、現存する者以外の人物名の商標登録を排除するための明文の規定は存在しない。例えば、人名等を扱う登録要件として商標法第4条第1項第8号が存在するが、同号は人格権保護の規定であって、現存する者の保護を目的とするものに限られる^(注1)。また、他人の周知・著名な商標の保護の規定として商標法第4条第1項第10号及び同第19号が存在するが、これらは他人の商品又は役務の出所を表示する周知・著名な“商標”の保護の規定であり、“商標”として周知・著名なわけではない歴史上の人物名からなる商標についてこれらの規定を適用して拒絶することは困難といえる。同第15号も、歴史上の人物名と商品又は役務の関係等を考慮すると、商品又は役務の出所の混同を生ずる場合が多いとは考え難い。さらに、同種の商品又は役務について多くの事業者が慣用している事実があるならば商標法第3条第1項第2号も考え得るが、そのような事実が認められるのはむしろ稀なケースといえる。

B. 近時の判決等の動向

商標法第4条第1項第7号に関する審査基準においては、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道德観念に反するような場合も含まれるとされている。近時の判決においても、私的な利害の調整や私益に関する紛争は同号の適用に関する問題ではないとした上で、商標自体が公序良俗に反するものでなくとも、出願の経緯や目的に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するような場合には、商標法第4条第1項第7号に該当する旨判示するものがある。特に、このような動向に沿った判決として、公共的な観点を踏まえ、公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってしたものとして、公正な競争秩序を害し公序良俗に反するとした事案がある（平成11年11月29日 東京高裁平成10年（行ケ）第18号 「母衣旗」事件）。

C. 具体的な運用方針

(a) 対象となる「歴史上の人物名」

本取扱いにおける「歴史上の人物」には、現存する者は含まれず、周知・著名な

^(注1) 商標法4条1項8号の審査基準においては同号でいう「他人」とは現存する者であるとしている。また、判決でも以下のとおりとしている。（平成17年6月30日 知財高平成17年（行ケ）第10336号の抜粋）

「商標法4条1項8号は、『他人の氏名・・・を含む商標』は商標登録を受けることができない旨規定する。同号は、『その他人の承諾を得ているものを除く。』と定めているから、同号にいう『他人』は、生存ないし現存するものに限られると解するのが相当である。～（略）～人格権は、一身専属的な権利であって、例えば著作権法60条のような個別の規定がある場合を除き、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法4条1項8号の立法趣旨が人格権の保護であるからといって、そのことから、同号にいう『他人』に故人が含まれるということにはならない。」

実在した故人をいい、外国人も含まれる。また、「人物名」には、フルネーム（正式な氏名）も、また、略称・異名・芸名等も含まれ得るが、いずれも特定の人物を表すものとして広く認識されているものでなければならない。

（b）審査の方法

本取扱いとは、例えば、前記A.（b）に述べた他の拒絶理由が該当する案件をも対象にしようとするものではなく、当該他の規定に該当しない場合の取扱いである。

商標審査基準では、商標法第4条第1項第7号について「商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする」としている。取扱いの1. では、歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては特にその趣旨に留意し、次の①ないし⑥の事情を総合的に勘案し、商標法第4条第1項第7号を適用すべきか否かを判断することとしている。

その上で、取扱いの2. においては、近時の判決等の動向を踏まえ、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等に便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした出願」については、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当することとしている。

① 当該歴史上の人物名の周知・著名性

本取扱いとは、周知・著名な歴史上の人物名を対象とするものであり、その歴史上の人物名の名声、評価、顧客吸引力の高さに関する貴重な情報であるのはもちろん、さらには、出願人の認識（歴史上の人物名の名声等を承知していたか否か、便乗を目的としていたかなど）を判断するための情報の一つにもなり得るものと考えられる。

② 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識

本事情は、特定の一私人の認識というよりも、広く国民や地域住民が全体的にいかに関係歴史上の人物を捉えているかという観点での事情をいう。例えば、広く国民の敬愛を集めている、あるいは、当該歴史上の人物が当該人物の出身地、ゆかりの地等において親しまれている等の事情によって、国民や地域住民全体にあたかも「共有財産」の如く認識されているような場合には、商標登録に対し国民や地域住民全体の不快感や反発を招くことも考え得る。このため、国民又は地域住民が歴史上の人物名をいかに認識しているかは、社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反しないか否かの重要な情報となり得るものといえる。これらは、次に挙げる③の利用状況を通じて明らかになることも考えられる。

③ 当該歴史上の人物名の利用状況

歴史上の人物名について、例えば、当該人物の出身地、ゆかりの地等における利用状況は、商標法第4条第1項第7号を適用すべきか否かの判断において極めて重要と考えられる。特に、地方公共団体や商工会議所等の公益的な機関が当該人物に関連する祭り・イベントの開催、博物館・展示館の運営、当該人物をシンボルとした観光案内等を行っているなどの事情、さらには、それら機関の振興策

の下で当該人物名を使用する事業者が多数存在するなどの事情等は、本取扱いの2.における公益的施策や公益性に関する判断をするための貴重な情報の一つになり得ると考えられる。

④ 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係

当該歴史上の人物名の利用状況との関係において、その使用に関係する商品又は役務と指定商品又は指定役務との関係も重要な情報となり得る。例えば、それら商品又は役務が指定商品又は指定役務と同一又は類似の関係にある場合は、上記③に述べた使用に商標権の効力が及ぶ可能性があり、出身地、ゆかりの地における利用への影響が懸念される。また、土産物や当該地域の特産品など観光客を対象としたものといえる商品又は役務等との関係では、特に上記③の利用状況への便乗も懸念されるところである。さらに、指定商品又は指定役務の具体的内容によって、国民や地域住民の不快感や反発も異なってくるものと思われる。このため、これらの事情は、公共的利益を損なうか否か、利益の独占を図ろうとするものであるか否か、さらに、公正な競争秩序を害し、社会公共の利益に反するおそれがあるか否かを判断するための貴重な情報の一つになり得ると考えられる。

⑤ 出願の経緯・目的・理由

出願人が出願に係る商標を採択した理由、出願人による出願に係る商標の使用状況、その商標としての周知・著名性は、出願の経緯や目的、さらには、その出願又は登録が公正な競争秩序を害するものであるか否かを判断するための背景として貴重な情報の一つと考えられる。

⑥ 当該歴史上の人物と出願人との関係

当該歴史上の人物や上記③に挙げた使用に係る者と出願人との関係は、出願の目的、経緯のほか、社会公共の利益に反するか否か等を検討する上で、貴重な情報の一つと考えられる。

なお、その場合には、当該人物が亡くなってどの程度の期間を経過しているのかも総合的に勘案して検討することが必要と考えられる。

7号に関する判決例（要約）

（１）「Juventus」（注）

（平成１１年３月２４日 東京高裁 平成１０年（行ケ）第１１号）

サッカーチームの名声を濫用し、不正な利益を得る等の不正の意図が認められる限り、他の不登録事由が適用できない場合でも、公序良俗違反として商標登録を受けられない旨を説示した判決

「我が国においてその名称又は略称をもって著名な外国の団体と無関係の者が、その承諾を得ずに当該団体の名称又は略称からなる商標又はこれらに類似した商標の設定登録を受けることは、それが商標法第４条第１項第８号、１５号等によって商標登録を受けることができない場合に当たらないとしても、当該団体の名声を濫用して不正な利益を得るために使用する目的、その他不正な意図をもってなされたものと認められる限り、商取引の秩序を乱すものであり、ひいては国際信義に反するものとして、公序良俗を害する行為というべきであるから、同項７号によって該商標の登録を受けることができないものと解すべきである」

（注）イタリア国のプロサッカーチームの名称。

（２）「カーネギー・スペシャル／CARNEGIE SPECIAL」

（平成１４年８月２９日 東京高裁 平成１３年（行ケ）第５４５号）

著名な著述家のデール・カーネギー（１８８８-１９５５）（注）に関する評価を自らの事業に利用する不正の目的を有していたと認定し、本件商標の登録全体が公序良俗違反で無効となるとした判決

「著述家・講演者としてのデール・カーネギーの存在も、デール・カーネギーが提唱した内容、ノウハウに基づくものであり、その氏名が付されている能力養成・人材育成の講座も、本件商標の登録査定時において、既に日本を含めた世界の多くの国で周知となっていた、と認めることができる。（中略）本件商標の登録査定時当時、原告は、被告の実施している講座が、長い歴史を有し著名で、一定の評価を受けていることを十分認識した上で、自己の主要な業務に、その評価を利用する意図で、本件商標の出願を行い、その登録を受けたものと優に認定でき、不正の目的を有していたと認められる。（中略）前記のとおり、原告は、被告ないしそのライセンシーが、世界各国で行っている事業が高い評価を受け、著名であることを十分承知しながら、その著名性を、専らその主力事業のために利用する意図をもって、本件商標の登録をしたものである。そうである以上、本件商標の登録全体が、公序良俗に反するものとして無効となる、というべきである。」

（注）著述家・講演者。著作「人を動かす」は世界的ベストセラー。

(3) 「Anne of Green Gables」

(平成18年9月20日 知財高裁 平成17年(行ケ)第10349号)

本件商標は公益的な観点から著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるとして「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するとされた判決

「商標法4条1項7号は、『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』は、商標登録を受けることができないと規定する。ここでいう『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』には、①その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、②当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、③他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、④特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、⑤当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきである。(中略) ①本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがないとはいえないこと、②本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、③したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、④本件著作物の原題である『ANNE OF GREEN GABLES』との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、⑤本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、⑥原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。」

(4) 「ハイパーホテル」

(平成15年5月8日 東京高裁 平成14年(行ケ)第616号)

商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底認容し得ないような場合に限られるものであり、私的な利害の調整は、原則として、公的な秩序の維持に関わる商標法4条1項7号の問題ではないとした判決

「商標の登録出願が適正な商道德に反して社会的妥当性を欠き、その商標の登録を認めることが商標法の目的に反することとなる場合には、その商標は商標法4条1項7号にいう商標に該当することもあり得ると解される。しかし、同号が『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』として、商標自体の性質に着目した規定となっていること、商標法の目的に反すると考えられる商標の登録については、同法4条1項各号に個別に不登録事由が定められていること、及び、商標法においては、商標選択の自由を前提として最先の出願人に登録を認める先願主義の原則が採用されていることを考慮するならば、商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底認容し得ないような場合に限られるものというべきである。（中略）本件商標『ハイパーホテル』の使用関係を原告と申立人グループとの間でいかに律するかは、当事者間における利害の調整に関わる事柄である。そのような私的な利害の調整は、原則として、公的な秩序の維持に関わる商標法4条1項7号の問題ではないというべきである」

（５）「コンマー／CONMER」

（平成20年6月26日 知財高裁 平成19年（行ケ）第10391号）

法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、特段の事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきであり、商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで「公の秩序や善良な風俗を害する」特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でないとした判決

「出願人が本来商標登録を受けるべき者であるか否かを判断するに際して、先願主義を採用している日本の商標法の制度趣旨や、国際調和や不正目的に基づく商標出願を排除する目的で設けられた法4条1項19号の趣旨に照らすならば、それらの趣旨から離れて、法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なうことになるので、特段の事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきである。そして、特段の事情があるか否かの判断に当たっても、出願人と、本来商標登録を受けるべきと主張する者（例えば、出願された商標と同一の商標を既に外国で使用している外国法人など）との関係を検討して、例えば、本来商標登録を受けるべきであると主張する者が、自らすみやかに出願することが可能であったにもかかわらず、出願を怠っていたような場合や、契約等によって他者からの登録出願について適切な措置を採ることができたにもかかわらず、適切な措置を怠っていたような場合（中略）は、出願人と本来商標登録を受けるべきと主張する者との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで「公の秩序や善良な風俗を害する」特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でない。」

(6)「母衣旗」

(平成11年11月29日 東京高裁 平成10年(行ケ)第18号)

本件商標は、町の経済の振興を図るという公益的な施策に便乗して、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものとされた判決

「原告による、町の経済の振興を図るという地方公共団体としての政策目的に基づく公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、指定商品が限定されるとはいえ、該施策の中心に位置付けられている「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものといわざるを得ず、本件商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものというべきである。」